議事要旨(4) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、財務諸表表示専門委員会において、IASBから公表されているIFRS第5号改訂案「廃止事業」とディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメントを検討している旨が説明された。引き続き荻原主任研究員より、ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」の概要について説明が行われた。さらに、11月に開催されたFASBとの定期協議用に作成された、ASBJのスタッフレベルのコメントに関する説明が行われた。

説明の後、委員からの発言等は次のようなものであった。

- 新井専門委員長から、11月に行われたASBJとFASBとの定期協議で提示したASBJ側の非公式コメントに対するFASB側の次のような反応が紹介された。①直接法によるキャッシュ・フロー計算書によって、会社の経済状態を把握しやすくなる。作成方法としては間接法的直接法も考えられる。②コスト・ベネフィットについては、フィールドテストを実施する中で情報を収集する。③一体性を目的として追求する場合に作成者に負荷がかかるという指摘に関して、一体性を目的として位置付けるかどうかについては検討の余地がある。
- ある委員から、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を強制することに対しては以下のような懸念があるとの意見が述べられた。①貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の処理科目が一対一対応となる取引だけではなく一対多の関係となっている取引もあり、実務上の対応が困難である。②企業側からすると、直接法によるキャッシュ・フロー計算書にベネフィットはなく、間接法の方が貸借対照表との関係の分析が容易であり、しかもコストが余りかからない。③フィールドテストについても、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を要求するのは負荷が大きすぎるのではないか。

  これに対して、山田IASB理事から、フィールドテストについては、直接法を採用するとどのような問題点が生じるかという情報の提供を依頼しているものであり、フィールドテストのために新たなシステムを導入して連結ベースで作成してもらうという依頼はしていないとの説明があった。
- また、以下のような疑問を呈する意見があった。①営業と投資の区分に関しては、投資は配当やキャピタルゲインだけを求めるのではなく、関連分野とのシナジー効果を追求する場合があるため、営業と投資を区分することが果たして正しい業績の評価になるのか疑問である。②「一体性のある財務的な像を描写する」ことが、どのような有用性があるのか明確でなく、例えば、為替取引のような一体の取引を分離することによって業績が正しく評価されなくなるというネガティブな面も出てくるのではない

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

か。

これに対して、山田IASB理事から、以下の説明が行われた。

投資と営業は定義によって区分するのは困難であり、経営者の視点から区分するものである。ただし、企業間で比較可能性がなくなる点については批判もある。

財務諸表の構成の一体性によって、事業に拘束されている純額の資産情報が新たに提供されることになり、包括利益計算書の営業・投資セクションと比較することで有用な分析ツールになると考えられている。しかし、年金負債から生じる損益は営業にしか区分できないため、退職給付のディスカッション・ペーパーの代替案のように金利部分を財務に区分すると一体性が破綻するといった問題もあるため、今後議論する必要がある。

また、財務諸表の一体性は、損益計算書と貸借対照表が一対一に対応している場合には良く機能するが、一対多の対応となる場合には問題が生じることは認識している。

- さらに、財務諸表における表示区分の考え方について、以下の質問があった。①事業と財務の区分は、償却性資産を事業、株式を財務というように外形で区分するのか、あるいは、事業投資と金融投資の区分のように、投資の実態に基づいて区分するのか。②IASBの基本姿勢としては経営者の意図を財務諸表に反映することを否定しようとしているように見受けられるが、財務諸表の表示においては経営者の意図に基づくとの提案がなされており、これらの整合性はどのように考えるのか。

これに対して、山田IASB理事から、以下の説明が行われた。

「財務」は、企業活動のために資金を調達する活動であり、借入金と資本のように調達源泉で区分される。「事業」は、これらの資金を使っている活動である。「財務資産」は、余資運用、現金という形で手許に持っているものが該当する。ただし、金融業の場合、現金は「営業」となり、企業が製造業と金融業を営んでいる場合、セグメントベースで会計方針を適用すると、現金はセグメント別に区分されることになる。

IASBでは、認識と測定については経営者の意図を排除する考え方が強いが、表示については経営者の視点を反映させるマネジメント・アプローチの考え方を採っている。例えば、IFRS第7号では経営者の視点を前面に出している。

- 国内でフェーズAとBの論点整理を出す場合、フェーズAはなるべく早期に公表し、フェーズBの検討は慎重にしてもらいたいとの意見が述べられた。

これに対して新井専門委員長から、9月に公表されたASBJプロジェクト計画表ではそのような予定とされており、これに基づいて検討するとの説明が行われた。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。